

要 略 諸外国における退職給付の支給制限等の概要

[illegible]

(1) 官吏の懲戒処分(戒告、制裁金、減給、免職):対象となる非違行為は、①職務上のもの、②職務外のもので官吏集団の尊厳と信頼を由々しい態様で害したものの。(2) 退職官吏の懲戒処分(恩給減額、恩給停止):対象となる非違行為は、①職務上のもの、②退職後のもので基本秩序に反する行為、守秘義務違反、退職前の職務に関連した就職・営利活動に関する義務違反、贈与収受など。

官吏の年金受給請求権の停止要件として、①国・県・市町村等の金員横領等の罪、②業務上の汚職の罪ほかとされた非違行為による懲戒免職・職権退職。退職官吏についても、在職中の行為が同様に該当すると判断された時点で降の支給を停止。

	日 本	韓 国	英 国	ア メ リ カ	ド イ ツ	フ ラ ン ス
(2) 在職中の非違行為 (退職後に発覚)	原則、全額返納： 在職中の非違行為 により禁錮以上の 刑が確定	全額返納： 通常・名・懲退職手 中の事由に、ついて 罰以上の刑が確定	3. (1) 在職中の非違 行為 (在職中に発覚) に同じ。	3. (1) 在職中の非違 行為 (在職中に発覚) に同じ。	在職中であれば懲戒 免職であったであら う非違行為の発覚以 降、支給停止	
(3) 退職後の非違行為			3. (1) 在職中の非違 行為 (在職中に発覚) に同じ。	3. (1) 在職中の非違 行為 (在職中に発覚) に同じ。	① 退職官吏の恩給 停止処分 (全額) ② 退職官吏の恩給 減額処分 (最大3 1/5 減額・最長3 年間)	
4. 非違行為後、懲戒 処分や刑事手続開始 に死亡退職した場合	懲戒処分、刑罰の確 定が不可能なため全 額支給				官吏・退職官吏の死 亡は、懲戒処分手続 の中止要件	
5. 支給制限等による 手続の場	「行政不服審査法」 に基づいて行政不服 審査請求を提起する ことができる。7. 医 療・学識経験者 (公務員及び公務員 の家族等) による 不正行為の調査・ 聴取等を行うこと ができる。	公務員年金給付請求 と関係ない。7. 医 療・学識経験者 (公務員及び公務員 の家族等) による 不正行為の調査・ 聴取等を行うこと ができる。	公務員年金給付請求 と関係ない。7. 医 療・学識経験者 (公務員及び公務員 の家族等) による 不正行為の調査・ 聴取等を行うこと ができる。	公務員年金給付請求 と関係ない。7. 医 療・学識経験者 (公務員及び公務員 の家族等) による 不正行為の調査・ 聴取等を行うこと ができる。	勤務先による懲戒 処分は、懲戒処分 手続の中止要件 となる。	
6. その他の特記事項		禁錮以上の刑の宣告 を受けた期間に於 て、当該期間中に 1/2 相当額を支給 する。	公務員年金給付請求 と関係ない。7. 医 療・学識経験者 (公務員及び公務員 の家族等) による 不正行為の調査・ 聴取等を行うこと ができる。	公務員年金給付請求 と関係ない。7. 医 療・学識経験者 (公務員及び公務員 の家族等) による 不正行為の調査・ 聴取等を行うこと ができる。	刑事・科料手続が懲 戒手続に優先し、同 一の非違行為につい て刑罰・科料と併せ て懲戒処分とはなら ない	

3 退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕されたとき、または、犯罪があると思料するに至ったときで、退職手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持すると認められる場合。

韓国の国家公務員に対する退職一時金制度の概要

(通常の退職手当)

1. 根拠法: 公務員年金法
2. 支給要件: 在職期間1年以上
3. 支給額: 報酬月額と在職年数毎に定められた率を乗じた額。
4. 支給制限(全額又は一部):
 - (1)全額不支給…在職中に、内乱、外患、反乱若しくは利敵又は国家保安法上の罪を犯して禁錮以上の刑を受けた場合;
 - (2)1/2減額…在職中の事由で禁錮以上の刑を受けたとき又は弾劾若しくは懲戒によって罷免になった場合;
 - (3)1/4減額…金品若しくは贗応を接受し、又は公金の横領若しくは流用で懲戒解任になった場合
 - (4)解除条件付きで1/2不支給…在職中の事由で禁錮以上の刑に処する犯罪行為について捜査が進行中であるか、刑事裁判が継続中である場合(→不起訴処分を受けた時、禁錮以上の刑の宣告を受けない時又は禁錮以上の刑の宣告猶予判決を受けてその猶予期間が経過された時は残額が支給される。)
5. 返納:
 - (1)返納事由: 退職後に在職中の罪で禁錮以上の刑を受けた場合
 - (2)返納の法的根拠: 給付事由が遡及して消滅した構成し、還収金として返納しなければならない
6. 不服申立て手続
公務員、医療界及び法曹界及び社会保障に関する学識経験が豊かな者7人～9人で構成する公務員年金給与再審委員会に審査請求することができる。

(名誉退職手当)

1. 根拠法: 国家公務員法
2. 支給要件: 公務員として20年以上勤続した者又は廃職若しくは過員となった者が、定年の前に辞職する場合
3. 支給額: 退職時の俸給月額と定年までの残余期間に応じた額
4. 支給制限(支給対象外):
 - (1)懲戒議決要求中の者;
 - (2)懲戒処分によって昇進任用制限期間中にある者;
 - (3)刑事事件で起訴中の者;
 - (4)監査院等監査機関若しくは検察、警察等捜査機関において非違調査若しくは捜査をされている者
5. 返納
 - (1)返納事由: 在職中の事由によって禁錮以上の刑を受けた場合

英国の国家公務員に対する年金制度の概要

1. 支給内容:

- (1) 2002年9月までの採用者…年金と共に3年分の一時金
- (2) 2002年10月以降の採用者…年金を減額すれば、一時金を受けることが可能

2. 支給制限:

- (1) 支給制限権者…公務員担当大臣(一般に首相のこと)
- (2) 一時金の不支給・退職年金の給付停止:
 - ① 公務員又は元公務員が機密漏洩罪で10年以上の刑を宣告された場合
 - ② 公務員又は元公務員が支給の根拠となる勤務において、国家に重大な危険を及ぼしたか、公務の信頼を深刻に損なうことに責任があると各大臣が認定する行為を行った場合
 - ③ 公務員又は元公務員が、職務に関連し、犯罪、怠慢又は詐欺的な、行為又は不作為によって国家に負債を追わせた場合における、その負債の限り
 - ④ 当該公務員若しくは元公務員を謀殺若しくは故殺し、又は当該公務員若しくは元公務員の違法な死亡にかかわった罪で有罪となった場合

3. 不服申立て手続:

- (1) 申立て先: 公務員不服審査委員会(内閣府の独立委員会)に訴えることが可能。
- (2) 委員会の構成:
 - ① 議長1名…民間部門の人事実務に長けている者から任命
 - ② 副議長2名…使用者側に指名される公務の人事管理部門に長年勤めてきた者1名、組合に指名される組合活動家1名
 - ③ 委員18名…使用者側に指名される者9名、組合に指名される者9名
 - ④ 審議方式・内容…議長又は副議長と労使それぞれの側の委員1名ずつの3名により、公務員担当大臣の決定を承認、修正又は破棄できる(→公務員担当大臣は、公務員不服審査委員会の決定に従う。)

アメリカの連邦公務員に対する退職年金制度の概要

1. 支給内容:

- (1) 1983年以前の採用者…確定拠出型年金 (Civil Service Retirement System)
- (2) 1984年以降の採用者…社会保障年金の上積み部分としての確定給付型年金 (Federal Employees Retirement System) 及び確定拠出型積立貯蓄 (Thrift Savings Plan)

※ いずれも、積立期間が年金給付要件に満たない場合は、退職一時金として還付される。

2. 支給制限要件 (CRS 及び FERS のみ):

- (1) 支給の根拠となる勤務において、安全保障に関する罪 (各号列挙) で有罪となった場合
- (2) 安全保障に関することについて、裁判所又は議会で偽証したことについて有罪となった場合
- (3) 上記(1)又は(2)で掲げる罪について起訴されていることを承知で1年以上米国外にとどまった場合 (起訴猶予となった場合、帰国して公訴が棄却された場合又は裁判で無罪となった場合には支払われる。
- (4) 自己の外国政府との関係について、又は安全保障に関することについて裁判所又は議会での証言を拒んだ場合
- (5) 公務員としての就職に関し、共産党又は連邦政府を暴力的に転覆しようとし、若しくは米国に暴力的に共産主義独裁政権を建設しようとする団体に所属し、又は友好的であったことを隠した場合

※ ただし、本人が負担した金額は還付される。また、恩赦がなされた場合は、年金受給権も復活する。

ドイツの退職官吏に対する恩給制度の概要

1. 根拠法：連邦官吏懲戒法
2. 支給制限：官吏及び退職官吏ともに懲戒処分¹とされた場合は、当該処分内容に基づき恩給の支給が全部又は一部制限される。
 - (1) 官吏の場合
 - ① 減給処分…最高で月給の5分の1を減額、最長3年。→退職すると恩給減額。
 - ② 免職処分…退職後、原則6ヶ月は俸給額の2分の1相当の生計手当を支給。
ただし、免職処分の手続中に退職すると恩給停止決定となる。
 - (2) 退職官吏の場合²
 - ① 恩給減額処分…最高で月額恩給の5分の1を減額、最長3年
 - ② 恩給停止処分…在職中であれば、懲戒免職されなければならなかったような事由が発覚した場合⇒遺族扶助停止。社会保障年金保険への事後加入により年金が支給されるまで、原則最長6ヶ月は恩給額の70パーセントの生計手当が支給される。
3. 刑事手続・過料手続との関係：
 - (1) 刑罰、過料等を科されたのと同じ事実を根拠として、戒告、制裁金、恩給減額の措置はとられない。
 - (2) 懲戒手続の対象事実について刑事手続上公訴が提起されると、懲戒手続は原則として中止される
4. 不服申立て手続
 - (1) 不服審査(取消訴訟の前置手続):
勤務先最上級官庁以外による決定について、同庁(権限の委任可)または所管人事管理権者が裁決を行う。
 - (2) 懲戒処分に対する訴訟:
処分の適法性のみならず合目的性(不当性)も審査する。

¹ 過失による行為は懲戒処分の対象ではない。また、官吏又は退職官吏の死亡は、懲戒手続の中止事由である。

² 退職後に懲戒処分の対象とされる非違行為…①自由で民主的な基本法の基本秩序に敵対する行為、②守秘義務違反、③退職前の職務に関係する就職・営利活動の届出義務および禁止違反、④贈与收受など

フランスの国家公務員に対する退職給付制度の概要について

1. 根拠法：文武官吏退職年金法典

2. 支給制限：なし(該当条文削除のため)。ただし、以下の判決が参考となる。

(1) コンセイユ・デタの判決(2004年)要旨

- ① 退職年金は、退職時まで遂行した勤務により債権として構成された個人的かつ終身の金銭給付
- ② ヨーロッパ人権条約上の「財産」
- ③ その性格は、経済的生活条件の確保を趣旨とする後払い給与
- ④ 処分の重大性が非違事実と比例するものかどうか及び、財産権の過剰な侵害となるか否かを検討することなく、公益上の理由に見合うことのみをもって退職年金請求権の中断を決定することはできない。

⇒ 原告(元官吏)に支給されるべき退職年金は、従前の半額とすべき

(2) 2003年に削除された支給制限に関する条文の概要【参考】

以下の場合に懲戒免職処分や職権退職とされた場合に、退職年金の獲得・受給請求権が一律に停止。

- ① 国や県、市町村、あるいは公施設法人の金員を横領した等の罪で有罪判決を受けた場合
- ② 業務上の汚職の罪で有罪判決を受けた場合
- ③ 金銭の授受を受けて、あるいは、金銭報酬に相当する条件の下で辞職したか、あるいは、そのような辞職の共犯となったと認められる場合

(1) 同条文は、退職年金を受給中の元官吏について、在職中の行為が①～③に該当し、かつ、それが在職中であれば懲戒免職または懲戒職権退職処分が相当の非違行為にあたると判断された場合に、その後の退職年金支給が停止されると解釈・運用されていた。